

「会派活動ヒアリング」結果報告

議会改革諮問会議第一次答申の中で、今後議論すべき主要課題として整理した「議会活動・会派活動・議員活動の役割と関係の整理」について、今後、検討を進めていくにあたり会派活動の状況を把握するためヒアリングを実施し、その結果を次のとおり取りまとめましたので報告します。

平成22年12月16日

三重県議会議会改革諮問会議

会長 江藤俊昭

調査概要

1. 調査目的

会派は、議会において、意見の調整や合意形成を行う役割を担っており、政策を実現するための議会活動を行うための単位でもある。

先の「議会改革にかかる県議会議員の意向把握アンケート」及び「議会改革にかかる議員ヒアリング」の結果では、委員会等における議員間討議の充実が課題となっていたが、この背景の一つには、会派内での議論や議決に際しての会派拘束なども影響があるとの意見があった。

また、会期等の見直しにより、議会活動の比重が高まり、地元での議員活動に制約が生じているとの意見も多数出された。

こうした現状を踏まえつつ、今後のバランスのとれた議会活動、会派活動、議員活動の在り方や、議員間討議の充実に向けた検討を進めていくため、会派の活動状況についてヒアリングを行った。

2. 日時・場所

平成22年9月16日(木)13:20～17:20、三重県議会議事堂4階401会議室

3. 聴取委員

江藤俊昭、廣瀬克哉、相川康子

4. 対象・スケジュール

13:20～14:15	公明党
14:15～15:10	日本共産党三重県議団
15:10～16:15	自民みらい
16:15～17:20	新政みえ

調査結果

1. 各会派の概要

(1) 会派の構成、人数、所属政党等

会派名	所属議員数	所属政党及び人数
新政みえ	23	地域政党「新政みえ」23、民主党 8
自民みらい	21	自由民主党 20
日本共産党三重県議団	2	日本共産党 2
公明党	2	公明党 2
「 <small>もうぞう</small> 想造」	1	

(2) 主な活動内容（平成21年）

項目	新政みえ	自民みらい	日本共産党 三重県議団	公明党
1 会派総会	68回	49回	2人で随時	2人で随時
2 視察調査 (1)県内調査 (2)県外調査 (3)海外調査		党県連と合同		
3 会派研修				
4 広聴広報 (1)県政報告会 (2)団体懇談会 (3)ヒアリング調査 (4)意見募集 (5)会派広報紙 (6)ホームページ		党県連で実施 党県連で実施 党県連で実施 党県連で開設	党委員会と共同 党委員会と共同	党県本部と共同 党県本部と共同 党県本部と共同
5 その他	ビジョンの作成			

「 」は会派単独で実施

「党県連」は正式には「自由民主党三重県連」

「党委員会」は正式には「日本共産党三重県委員会」

「党県本部」は正式には「公明党三重県本部」

(3) 近年における会派の主な変遷

年月日	会派構成 (議員数)	会派の結成・解散
7.4.21 (定数 55) 改選後	自由民主党議員団(22) 県政会(17) 県民連合(14) 日本共産党(2)	
11.4.30 (定数 55) 改選後	自由民主党議員団(21) 県政会(18) 県民連合(13) 日本共産党議員団(2) 無所属(1)	
12.9.4 (定数 55)	新政みえ(31) 自由民主党議員団(21) 日本共産党議員団(2) 無所属(1)	県政会と県民連合が解散し「新政みえ」を結成
15.4.30 (定数 51) 改選後	新政みえ(23) 自由民主党・無所属議員団(22) 無所属・MIE(5) 無所属(1)	
19.4.30 (定数 51) 改選後	新政みえ(24) 自民・無所属議員団(16) 未来塾(4) 自民党青雲会県議団(3) 日本共産党三重県議団(2) 公明党(2)	
20.7.16 (定数 51)	新政みえ(24) 自民・無所属議員団(16) 県政みらい(6) 日本共産党三重県議団(2) 公明党(2) 「 <small>そうぞう</small> 想造」(1)	
21.4.27 (定数 51)	新政みえ(23) 自民みらい(21) 日本共産党三重県議団(2) 公明党(2) 「 <small>そうぞう</small> 想造」(1) 欠員 2	

2. 県議会活動との関連

(1) 会派内での情報共有方法

会派名	内 容	個別事項
新政みえ (23人)	会派構成議員数が23人或いは21人と多くいるため、必ず各委員会や検討会等に所属する議員が複数人おり、かつ正副委員長あるいは正副座長のいずれかが会派から選出されている。	総会は昼休み時が中心だが、詳細な議論する場合は別途時間を確保。
自民みらい (21人)	会派総会において、各委員会正副委員長或いは各検討会正副座長等から適宜、審議状況や検討結果を報告している。	総会は昼休み時が中心。
日本共産党 三重県議団 (2人)	会派所属議員数がいずれの会派も2人であり、随時、共有している。 少数会派であっても、代表者会議、議会運営委員会或いは検討会等の構成員になれるよう配慮されている。	サポートスタッフ1名を確保。 全委員会等資料を入手し必要に応じて聴取。2人で全会議に分かれて参加。
公明党 (2人)	議案聴取や議案質疑の場が確保されており、委員会に所属できていなくても意見・質問が可能。	所属していない委員会の審議結果は内容を確認。

「^{そうぞう}想造」は1人会派のため省略

< 参考 >

各委員会等における構成会派・人数

：委員長、座長、会長等

：副委員長、副座長、副会長等

会議名	現数	新政 みえ (23)	自民 みらい (21)	日本共産党 三重県議団 (2)	公明党 (2)	^{そうぞう} 「想造」 (1)
政策総務常任委員会	8	4	3	1		
防災農水商工常任委員会	8	3	4			1
生活文化環境森林常任委員会	8	3	4	1		
健康福祉病院常任委員会	8	4	3		1	
県土整備企業常任委員会	8	4	4			
教育警察常任委員会	8	4	3		1	
予算決算常任委員会	48	22	21	2	2	1
議会運営委員会	12	5	5	1	1	
地域主権調査特別委員会	13	5	5	1	1	1
新エネルギー調査特別委員会	13	6	5	1	1	
代表者会議	11	5	4	1	1	
委員長会議	11	6	5			
広聴広報会議	9	3	4	1	1	
議員提出条例に係る検証検討会	10	4	4	1	1	
議会改革推進会議役員会	12	5	5	1	1	

(2) 会派内での協議方法

項目	新政みえ	自民みらい	日本共産党 三重県議団	公明党
協議の場	会派総会	会派総会	2 者による協議	2 者による協議
協議の時期 (タイミング)	必要に応じて開催 (特定していない)	必要に応じて開催 (特定していない)	必要に応じ実施	必要に応じ実施
協議時の進行等 (発言の自由度)	幹事長 発言は自由	政策委員長 発言は自由	2 者による協議	2 者による協議
審議事項の決定 時期	委員会等での採 決、決定前	委員会等での採 決、決定前	随時	随時
審議決定の拘束 (罰則の有無)	特になし	特になし	特になし	特になし
採決の実態	一致	概ね一致 反対者の退席あり	一致	一致

(3) 県議会での協議事項にかかる政党 (国、県) との関係

会派名	内 容
新政みえ	民主党員は 8 名のみであり、請願・陳情についても民主党県連とは協議・調整はしていない。 案件により、新政みえと民主党県連、連合三重の 3 者が連携している。
自民みらい	党役員との兼務はできる限り避けている。 党県連からの縛りはほとんどなく、県議会への口出しは基本的にない。
日本共産党 三重県議団	会派代表が党県副委員長を兼務しており調整しやすい状況にある。 サポートスタッフ 1 名により党との諸連絡を補完してもらっている。 請願、陳情は党中央の考えと相違ないか確認してもらっている。 法律に関わるものは国会議員とも調整する。
公明党	会派代表が党県本部代表を兼務しており調整しやすい状況にある。 請願、意見書は、党として統一した対応をしているが、党本部と見解が異なる場合は相当話し合う。 国から指示が来るものもあれば、市町から提案があるもの、また県議会として判断するものもある。

そうぞう
「想造」は 1 人会派のため省略

(4) 本会議における質疑・質問との関係

「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」(平成22年5月28日改正)

項目	申合せ事項
代表質問	所属議員5人以上の会派から各1人が答弁を含め70分程度。
一般質問	各議員が年間を通じて1回を基準に答弁を含めて60分程度。
関連質問	一般質問1日につき6回を所属議員数に応じて各会派に配分。 なお、少数会派は最低1回の配分ができるよう配慮。 議員1人当たり1日1回10分程度。
議案に対する質疑	質疑の回数制限は特になし。 質疑時間は答弁を含めて1人15分程度。

(5) 議員(会派)間討議の状況

会派活動ヒアリング結果から、主な会議における議員(会派)間討議の状況は次のとおり。

会議名	設置趣旨	討議等の状況
政策担当者会議	各会派の政策担当者1~3名ずつで構成された非公式の会議であり非公開。従来、請願・陳情者が個別に各会派を回っていたが、請願者等の手間を省き便宜ため聴取の場を設けたもの。	請願内容を議論し、必要に応じて提出者から意見聴取。 各会派で推薦者になるかを判断。 政党の考えと関連が表れやすいにともあり、活発な議論が行われる。
検討会等	政策討論会議 喫緊の政策課題について、県民の視点に立った独自の政策立案や政策提言に関する調査を行うとともに、こうした機会を通じて委員会などにおける議員間討議が活発になるよう促すことを目的に平成19年6月に設置。	新しい県立博物館整備のあり方 知事の選挙公約に対し議会独自の調査検討を重ね、平成19年10月に知事へ提言。 福祉医療費助成制度の見直し 知事提案に対し県議会が反対方向で議論し、平成20年1月知事へ提言。 財政の健全化 財政問題調査会の答申内容を調査検討し、平成21年4月に知事へ提言。 最近は新たな検討なし
	議員提出条例に係る検証検討会 議員提出条例が議決の意思どおりに運用されているか、県民の意識や社会情勢等の変化を勘案し県民の視点に立って検証を行うため平成20年10月に設置。	これまでに3本の条例を一部改正し、1本は決議を行った。 案件ごとに会派へ持ち帰って議論されている。 継続して別条例を検討予定
常任委員会	行政部門別に6つの常任委員会を設置。 予算決算常任委員会にも行政部門別に6つの分科会を設置。	議論できるテーマの有無や、委員長により討議の状況は異なる。

3. 具体事例

(1) 条例検証検討会

「議員提出条例に係る検証検討会における三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」の検証

< 検討会の構成 >

新政みえ 4 人、自民みらい 4 人、日本共産党三重県議団 1 人、公明党 1 人
(座長：新政みえ、副座長：自民みらい) 計 10 人

< 本条例の検証の背景 >

本条例は、政策に係る議員提出条例であって現在有効なものの中では最も早くに成立し、成立後約 8 年間施行されているものである。このことを踏まえ、本条例に基づき議決対象となる計画は、その計画期間が 5 年超とされているが、現在では 5 年超の計画はほとんど策定されなくなり、本条例の意義が有名無実化している懸念があることから、今回、本条例が検証されることとなった。

< 本検討会における議論の経緯等 >

第 21 回 (平成 21 年 7 月 17 日)

- ・政策法務レポート第 1 号「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例 (平成十三年三重県条例第四十七号) について」(平成 21 年 7 月 16 日) に基づき本条例の調査

第 22 回 (平成 21 年 8 月 3 日)

- ・座長から示された論点等に関して討議

第 23 回 (平成 21 年 8 月 19 日)

- ・座長から示された論点等に関して討議

第 24 回 (平成 21 年 9 月 8 日)

- ・条例第 2 条第 1 号 (県の総合的な計画の議決) について討議及びその見直しについて合意
- ・条例第 2 条第 2 号 (県の総合的な計画以外の計画の議決) について討議

第 25 回 (平成 21 年 9 月 15 日)

- ・条例第 2 条第 1 号 (県の総合的な計画の議決) の見直し案について執行部 (政策部長及び総務部長) 意見聴取

第 26 回 (平成 21 年 10 月 1 日)

- ・条例第 2 条第 2 号 (県の総合的な計画以外の計画の議決) について討議及びその見直しについて合意

第 27 回 (平成 21 年 10 月 15 日)

- ・条例第 2 条第 2 号 (県の総合的な計画以外の計画の議決) の見直し案について執行部 (総務部長) 意見聴取

「戦略計画等の議決」に関する県議会と知事との意見交換（平成 21 年 11 月 9 日）

議会改革推進会議「議会改革」研修会（平成 22 年 1 月 21 日）

講師：法政大学法学部教授 廣瀬克哉氏

第 2 回議会改革諮問会議（平成 22 年 1 月 25 日）

講師（回答者）：山梨学院大学法学部教授 江藤俊昭氏

全員協議会「地方分権改革に係る勉強会」（平成 22 年 1 月 26 日）

講師：立教大学経営学部教授 川村仁弘氏

第 28 回（平成 22 年 1 月 27 日）

- ・自民みらい会派から本検討会の見直し案への対案「自民みらい検討(案)」の提示

第 29 回（平成 22 年 2 月 2 日）

- ・本条例の見直しについて座長まとめの提示及び討議

第 30 回（平成 22 年 2 月 12 日）

- ・本条例の見直しについて合意及び本条例改正案について了承
- ・本条例の見直しについて執行部（政策部長及び総務部長）意見聴取

全員協議会（平成 22 年 2 月 17 日）

- ・本条例の検証結果について説明

代表者会議（平成 22 年 2 月 22 日）

- ・本条例の一部改正案の提出について説明

本条例の一部改正条例案の提出等

平成 22 年 2 月 22 日、本検討会の委員 10 名の発議により、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案が提出された。

この条例案は、同月 24 日、議提議案第 1 号として議会運営委員会に諮られ、本会議において、同月 26 日、提案説明が行われ、同年 3 月 8 日、政策総務常任委員会に付託された。同月 15 日、同委員会において審査された後、同月 23 日、本会議で全会一致により可決され、成立した。

(2) 請願・陳情

平成 19 年 請願第 7 号「総合的な子育て支援策及び『乳幼児医療費助成制度』の拡充
平成 19 年第 3 回定例会に 2 者から上記の請願が提出された。

< 提出者 >

津市 県民本位のやさしい三重県政をつくる会 代表ほか 3812 名
四日市市 中川 氏

< 紹介議員 >

三谷哲央、藤田正美、森本繁史、山本勝、萩原量吉、中川康洋 各会派

< 請願の提出から採択までの経過 >

請願提出にかかる相談、 時期不明

2 者から日本共産党三重県議団と公明党のそれぞれに対し、「総合的な子育て支援策
及び『乳幼児医療費助成制度』の拡充」にかかる請願提出について相談。

会派政策担当者会議(平成 19 年 9 月)

2 者から請願内容について趣旨説明。

各会派に持ち帰って紹介議員の署名をするかを検討。

請願内容にかかる会派間調整 時期不明

2 者から提出された請願内容が類似しているため、2 会派間で調整し一本化を図る。

執行機関に請願内容の実現を要求していくには、議会が議論を尽くして内容を一
本化することが重要であるとの認識による。

請願の受理(平成 19 年 9 月 27 日)

2 者から一本化され全会派の紹介議員の署名がある請願が提出され、受理される。

委員会採択(平成 19 年 10 月 11 日)

健康福祉病院常任委員会・分科会において、請願第 7 号「総合的な子育て支援策及び
『乳幼児医療費助成制度』の拡充について」審査され、採択することが決定された。

本会議採択(平成 19 年 10 月 19 日)

請願第 7 号「総合的な子育て支援策及び『乳幼児医療費助成制度』の拡充について」
審査され、採択することが決定された。

(3) 政策討論会議

< 会議の設置 >

検討テーマ「福祉医療費助成制度」

執行部から提案された「乳幼児」「障がい者」「一人親家庭」を対象とする福祉医療費助成制度の見直し（無料から2割の自己負担に変更）に関して、議会として提案の是非を検討するため、平成19年12月に設置。

< 会議の構成 >

議長、副議長、新政みえ4人、自民・無所属議員団3人、未来塾1人、日本共産党三重県議団1人、自民党青雲会県議団1人、公明党1人

（座長：議長、副座長：副議長） 計13人

< 会議等における議論の経緯等 >

請願の提出（平成19年9月27日）

- ・2団体から「乳幼児医療費助成制度」の拡充等にかかる請願が提出され、2会派が内容を調整のうえ一本化。

乳幼児医療費助成における通院費の対象年齢を4歳未満から義務教育就学前まで拡充等

10月11日の健康福祉病院常任委員会で採択 10月19日の本会議で採択

県と市町との検討会（平成19年9月28日）

- ・県と市町で構成する福祉医療費助成制度改革検討会において、平成17年10月から見直しの検討を行い、県から次の5項目について変更を提案
 1. 乳幼児医療費助成の対象年齢を義務教育就学前までに引き上げ（現行4歳未満）
 2. 心身障害者医療費助成の対象範囲を精神障害者の1級・通院まで拡大
 3. 受益と負担の公平性の観点から一部負担（自己負担額の2割）を導入
 4. 入院時食事代は給付の対象外
 5. 現物給付は導入しない

請願の提出（平成19年11月28日）

- ・福祉医療費助成制度への一部負担（2割負担）導入をしないことを求める請願が提出
12月13日の健康福祉病院常任委員会で採択 12月20日の本会議で採択

一般質問（平成19年11月28日）

- ・全6会派のうち5会派5議員が、福祉医療費助成制度の見直しについて質問を行い、議会全体で課題認識が広がる。

代表者会議（平成19年11月30日）

・議会基本条例第14条第1項の規定に基づく政策討論会議の設置を決定
第1回（平成19年12月6日）

・執行部の福祉医療費助成制度に関する見直し案と論点

・今後の進め方協議（参考人招致、アンケート実施） など

市町長アンケート（平成19年12月7～14日）

県内29市町のうち県提案制度への導入賛成は3市町のみで、19市町が自己負担なしの継続を主張。25市町が回答。

第2回（平成19年12月17日）

- ・参考人の意見聴取（3市町長、2団体（福祉医療費助成制度に関する請願団体））
- ・市町長アンケート結果 など

委員提案書の提出（平成21年12月17～21日）

- ・参考人意見やアンケート結果を踏まえ、各委員の提案書を提出

各市町議会からの意見書（平成19年12月12～26日）

- ・三重県福祉医療費助成制度の見直し案に対し、一部負担金を導入しないよう求める意見書が県内12市町議会から提出。合わせて、心身障害者医療費助成の対象範囲拡大についても一部から要望あり。

第3回（平成20年1月8日）

- ・福祉医療費助成制度改革についての委員提案とりまとめ
- ・福祉医療費助成制度の見直しに関する申入れ書（案）の作成
一部負担金の導入に反対することで一致。

会派内、会派間調整

- ・心身障害者医療費助成の対象範囲について意見集約
福祉医療費助成制度改革による県補助金増減シミュレーション等を添付

第4回（平成20年1月16日）

- ・心身障害者医療費の対象者拡大について、各会派修正意見の提示・最終とりまとめ
- ・申入れ書について討議

全員協議会（平成20年1月18日）

- ・「福祉医療費助成制度の見直しに関する申し入れ書」の提示・説明

知事へ申し入れ書を提出（平成20年1月18日）

- ・2割自己負担導入の撤回、精神障害者への助成対象範囲拡大など5項目について申し入れ

代表者会議（平成20年2月4日）

- ・申し入れに対する知事からの回答書「福祉医療助成制度の見直しにかかる県の考え方」について執行部から説明。

市町と協議を継続することとし、制度変更に伴う当初予算の計上を見送り

県と市町の新しい関係づくり協議会（平成20年2月15日）

- ・知事が29市町長に対し、当初導入を予定していた一部自己負担を撤回し、導入しないことなどを盛り込んだ見直し方針案を提示。

全員協議会（平成20年2月19日）

- ・知事から制度見直し方針の説明

本会議（平成20年6月10日）

- ・制度の見直しに伴う補正予算の提出

本会議（平成20年6月30日）

- ・補正予算の可決

<参考>

議会活動・会派活動・議員活動の関係図

